

郡上市公共施設照明LED 化事業
基本協定書（案）

令和 8 年 8 月

郡上市

郡上市公共施設照明 LED 化事業 基本協定書(案)

郡上市公共施設照明 LED 化事業(以下「本件事業」という。)に関し、郡上市(以下「委託者」という。)と〔応募者の代表企業〕、〔 〕及び〔 〕(以下「受託者」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

第 1 条 (目的)

本基本協定は、本件事業に関し受託者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、委託者と、受託者が設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)が、郡上市公共施設等(以下「本件施設」という。)の照明設備の LED 化のための整備、維持管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約(以下「事業契約」という。なお、郡上市議会の議決を得るまでは「特定事業仮契約」という。)を締結することに向けた委託者及び受託者の義務を定めるものとする。

第 2 条 (当事者の義務)

- 1 委託者及び受託者は、委託者と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 受託者は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の手續における委託者の要望事項を尊重しなくてはならない。

第 3 条 (事業予定者の設立)

- 1 受託者は、本基本協定締結後、令和 8 年〇月〇日までに、事業予定者を会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本及び認証済み原始定款の謄本証明付き写しを委託者に提出するものとする。
- 2 前項の場合、〔参加表明書に受託者の代表企業として記載された者(以下「代表企業」という。)]〔受託者〕は、必ず事業予定者に出資しなければならない。

第 4 条 (業務の委託、請負)

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、受託者は、本件施設の整備に係る業務のうち設計に係る業務を〔 〕に、本件整備に係る施工業務を〔 〕に、維持管理に係る業務を〔 〕に、その他業務を〔 〕にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 受託者は、事業契約が委託者と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を委託又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、委託者に提出するものとする。

- 3 第1項により事業予定者から本件整備及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第5条(特定事業仮契約の締結)

- 1 委託者及び受託者は、本基本協定締結後、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、委託者と事業予定者との間において、特定事業仮契約を締結させるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、特定事業仮契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。

第6条(準備行為)

- 1 受託者は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、委託者は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第7条(事業契約不調の場合の処理)

事由の如何を問わず、事業予定者と委託者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、委託者及び受託者が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、委託者及び受託者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、委託者並びに受託者の代表企業及び構成員がそれぞれ記名押印の上、委託者及び受託者の代表企業が各1通を保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

委託者 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

岐阜県郡上市

郡上市長 山川 弘保 印

受託者 [] グループ

住所

会社名(代表企業)

代表者名 印

住所

会社名

代表者名 印

住所

会社名

代表者名 印